

令和 8 年度

「省エネ推進アドバイザー派遣」支援対象企業

【募集要項】

令和 8 年 2 月

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

「令和8年度省エネ推進アドバイザー派遣」支援対象企業 募集要項

1 概 要

(1) 目 的

本事業では、広島広域都市圏^(※1)内の自動車関連企業^(※2)を始めとするものづくり企業^(※3)に、省エネに関するアドバイザーを派遣し、エネルギー使用量の可視化や省エネによるCO₂排出量及びコストの削減に取り組むことで、省エネの推進を支援することを目的としています。

については、本事業に取り組む意欲のある企業を募集します。^(※4)

(※1) 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

(※2) 自動車関連企業

自動車メーカー やサプライヤと部品供給、部品加工、製品開発等の取引関係のある企業

(※3) 従業員規模20人～300人程度の企業を想定

(※4) 本公募は、令和8年度予算成立を前提として実施するものであり、事業開始は令和8年度となります。また、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 募集対象者

対象者は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当するもの（10社）とします。
(うち自動車関連企業6社程度)

ア 広島広域都市圏に主たる事業所を有するものづくり企業

イ 法人又はその役員が次の(ア)から(イ)のいずれにも該当しないもの

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

なお、本事業の対象者は、光熱費が500万円／年以上、従業員規模が20人から300人程度の企業を想定していますが、当該規模に当てはまらない企業を除外するものではありません。

(3) 支援内容

支援対象企業に省エネについての専門知識を有する者（以下「アドバイザー」という。）を派遣し（5回程度訪問）、省エネ推進に関する企業の現状分析、課題抽出、課題解決のための取組に関する提案及び助言を行います。1支援対象企業あたり原則1件（1工場、1敷地など）の支援とします。

なお、支援を行う際は、本市職員の他、広島広域都市圏の自治体職員等の行政関係者が同席することがあります。

具体的な支援内容は次のとおりです。

ア エネルギー管理基準の策定

売上高、生産状況及び光熱費等のデータやヒアリングをもとに、生産量に応じたエネルギーの使用状況を定量的に見える化（グラフ化）し、企業が継続的に省エネを推進するための管理基準（エネルギー原単位管理等）を設定するとともに、設定した管理基準をもとに、各企業の実情に応じたエネルギー使用量の管理手法を提案します。

イ 計測・調査及び省エネ施策の提案

上記アの内容等に基づき、更なるヒアリングや実際に使用されている設備や運用方法等の現地調査などを行い、エネルギーロスが発生している工程や場所を推定します。

計測機器を用いた電力量等のエネルギー使用量の計測や専用機器を用いたエネルギーロス発生箇所の調査等を行い、取得したデータや設備の運用方法等を分析することにより、エネルギーロスの原因を特定し、低コストで実施できる運用改善を中心とした省エネ施策をまとめた報告書を作成し、支援対象企業に提案します。

ウ 実行計画の策定及び実行に係る助言・指導等

上記ア及びイの結果に基づき、提案した省エネ施策について、支援対象企業と話し合いを実施し、具体的な実行計画を策定します。

実行計画の実施や継続的な省エネ活動の推進にあたり、体制の整備、各施策の取組について、助言・指導等を複数回実施します。

(4) 支援の実施方法

省エネ推進についての専門知識を有する者をアドバイザーとして派遣することが可能な団体へ委託して実施します。

(5) 費用

アドバイザーの派遣にかかる費用は無料です。

ただし、アドバイザーからの助言等を受けて、改善を実行する経費については自己負担となります。

(6) 発表会への参加

支援対象企業全ての個別支援完了後、本事業の発表会を原則一般公開形式にて開催します。

支援対象企業から本事業での取組内容や成果を発表していただきますので、あらかじめご了承ください。

また、発表会で用いた資料等については、支援対象企業の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等、公にすることが不適切な情報を除いた上で、本事業の成果物として広報等に使用させていただく場合があります。

(7) 秘密保持の取扱い

本市職員には、地方公務員法第34条にある「秘密を守る義務」が課されています。これは、当事者間の秘密保持契約より優先されるため、本事業は本市との秘密保持契約を締結することなく実施することをご理解ください。

2 申込の手続き

参加申込書を記入のうえ、以下の申込先へ提出してください。

【注意事項】

※ 書類の返却はいたしかねます。

※ 上記の書類の他にも必要な書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

【申込先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp

受付期限：令和8年4月10日（金）必着

4月10日までに募集企業数（10社）に満たない場合、募集を継続します。

4月11日以降の募集状況は、以下問合せ先にお問合せ下さい。

3 支援対象企業の決定

申込書を受理後、必要に応じて企業訪問を行い、申込内容や過去の本市による支援の活用実績等を踏まえて、令和8年4月以降に支援対象企業を決定します。

なお、支援対象企業数が10社に満たない場合、受付期限後も随時募集を継続します。

また、企業の課題の内容が本事業の委託先において助言及び指導できない場合は、支援をお断りする場合があります。

4 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail : chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp